

第四章 上古時代

一 アイヌ先住族の次に入った民族

アイヌ先住族の次に入って来た民族に、大山祇族と大綿津見族があった。前者は北支那大陸より、後者は南支那及び南方島嶼から入ったものと言われる。共に北九州を拠点として早くより蕃衍した。

大山祇族は好んで山岳地帯に居を占め、その宗家大山祇神を祀る大山祇神社が伊予の大三島にあり、航海水師の実力を持っていた為、太平洋岸、日本海岸の要地に勢力を伸張していた。

大綿津見族は其の宗家を大綿津見神と云い、好んで海岸、川口、湖沼に居を占め、早くより農耕の技に長じ、高天原朝廷に協力して各地に開田蕃衍した。

この二種族は日本族渡来以前にすでに勢力を扶植していたため、天孫瓊々杵尊は、降臨早々大山祇神の息女木花開耶姫と婚をむすばれ、又その皇子彦火火出身尊は、大綿津見神の息女豊玉姫と婚をむすび、更にその皇子鵜茅葺不合尊は皇妣玉依姫と結婚された。これらの事から考えても如何に大山祇家と大綿津見家が当時天津神に対する国津神の二大勢力であったことが窺われる。

更にこの二大先住族と青銅器分布について考察するに銅剣、銅鉾は大山祇系によって北九州から先ず伊予を拠点として、四国中国等に拡がり、阿波では西部の美馬、名西二郡に各一点のみしか出ていないが土佐では高岡郡、土佐郡の山岳地帯に出土が多く、長岡郡では本山町北山の山林から出土している。従って大山祇神を祀る、大山祇神社、川内神社、仁井田神社、地主神社等が多い。このことは大山祇民種が伊予から重信川をさかのぼり高岡郡北部に入り、猿田峠、笹ヶ峰を超えて長岡郡北部に蕃衍したことを物語るものである。

—銅鐸—日本で発掘された地方は、大和・河内・和泉・摂津・伊賀・伊勢・尾張・三河・遠江・美濃・近江・若狭・越前・加賀・丹後・但馬・因幡・伯耆・石見・播磨・備前・備中・安芸・紀伊・阿波・讃岐・土佐等で最初渡来した原器は日本海を経て敦賀・出石地方より入ったものと云われる。出土は大部分海岸地帯である。しかも大綿津見族の上陸地方であることを考えるとき銅鐸は大綿津見族の持ち来ったものではないかと思われるのである。

銅鐸については学界に未だ定説はないようであるが、阿波の碩学者喜田貞吉博士の説によれば、古い漢民族が朝鮮半島を経て吾国に移住したものが、祖国における青銅文化のあるものを伝え、先秦時代の扁鐘に模して造ったものであったと解する。このようにして模造を重ねるうちに輾転としてそのうち原意を失い、非実用の銅鐸、銅剣と同じくつとに觀賞用、愛玩類の宝物となったものであらう。これを遺した民族は、近畿地方を中心として漸次その四辺に広がったもので、その年代は日本民族の発展期よりも古く、その末期は銅鉞、銅剣時代と重複している。この民族の人口は可成り大きいものがあり、それは土中に埋藏されていた遺物が世人の想像以上に多数であることから窺えるのである。

ここで四国の青銅器を考察してみると、銅鐸は阿波から十七ヶ所十九個の発見があり、讃岐から八ヶ所八個、土佐より五ヶ所五個の発見が知られているにも拘わらず、伊予からは一個の銅鐸も発見されていない。この事実は何を物語るかというと、阿波の吉野川、那賀川、勝浦川より上流に進み、更に土佐町田井あたりまで来た大綿津見族が、銅剣、銅鐸をもつ東進中の大山祇族と衝突し、双方共その文化の終末期に達したものではなからうか。

さてこの大綿津見族は、日本で稲作最初の発祥地九州の豊前、豊後即ち古名「豊の国」の女王豊受姫命を祖神とする豊族（大綿津見族、安曇族）として各地に蕃衍した。

古事記の御禊の条に「底津綿津見神・中津綿津見神・上津綿津見神・此三柱の神は安曇の連等が持斎く神なり」とある。この安曇氏の子孫は朝廷より連若しくは宿禰の姓を授けられ大綿津見族の管理を委ねられた。日本の地名に

豊、安曇の文字を冠している所は大綿津見族によつて拓かれたことを意味するのである。例えば三河の渥美（渥美は安曇）、豊川、豊橋、伊予の豊岡、豊受山、讃岐の豊浜、豊原、大阪の安曇江、伯耆の安曇郷、筑前の安曇郷、信濃の安曇郷、能登の安津見、美濃の厚見郷、近江の安曇郷などがある。当大豊町の豊永の地名もまたこの古義を伝えるものではあるまいか。

阿波に海部郡がある。海人部すなわち綿津見族であり、その所産と思われる銅鐸も那賀川流域に九個も発見されている。また吉野川流域の各地から十八個の銅鐸が発見されている所からも、この流域に可成りの綿津見族が蕃衍していたことが窺えるのである。

吉野川は古名を「阿土川」と云ったが、明徳年間時の南朝長慶帝が阿波に御潜幸された際、大和の吉野川に似ていると仰せられてより吉野川と変つたと云う記事が「阿波国境」という本に載っている。

二 大綿津見系神社

大綿津見神を祭る神社に本町永瀨氏神永瀨神社、境内社に海津見神社がある。

近江の琵琶湖西岸にある海津村に海津見神社があるが、この地の伝説に往古御祭神綿津見大神が土佐へ遷御されたといわれている。

またこの地の伝説に昔近江のある処で七日七夜かまどの火を焚いた所、そのかまどの口に二股の竹が生え出たので奇異に思い巫女に占わせたところ、土佐の永瀨村三宝御崎の「戸張竹」なりというので金欄の戸張を添えて奉納したという。この竹に左の文字が見事に彫刻されている。

寛永五年戊辰六月吉辰

江州住人

鯨江次郎左衛門貞秀 花押

同 藤右衛門貞吉

土佐国龜簡集に

先山内土佐守殿同当松平土佐守殿、如書付、准国檀 向後其寺檀那申合候上ハ 永代不可有相違者也 仍後日狀如件

元和四年正月吉日

鯨江次郎左衛門貞秀

高野山西院 正覺院宛

この書状から按ずるところ、鯨江は近江の海津の出身で、一豊が近江長浜在城中から仕え、土佐へ来てからは寺社奉行を勤めていたものではないかと思われる。土佐で近江から勧請した海津見神社があるのを知って献納したものはあるまいか、戸張りの金欄は当時一流の優品であったものと考えられる。

○南大王 蛇觔神社 元村社

南小川の分流川又川の奥地南大王部落の氏神である。御神体は女性木像で海人豊玉姫を象徴している。この方面から怒田にかけて、鎧田の水田が多い。

○和田 海津見神社 元村社

大豊町和田部落の氏神である。和田は即ち海、大綿津見神を象徴する。

○川口 新田神社 元郷社境内社

海津見神社（祭神大綿津見神）

○立川下名 四社住吉神社

元村社（祭神 表筒男神、中筒男神、底筒男神、級津彥神）

高知県神社明細帳由緒中に、

「神器曲物ニ、天文廿二年佐伯大郎兵衛寄進敷、脇差六腰、鍬九本、矢七筋各寄進不粗知古物也。」棟札文曰上棟住吉大明神永正十一歳甲戌霜月十一日佐伯実光大法師秀惠敬白 又寛文六丙午三月享保四乙亥十二月神体記日神体木像四体合祭神社一社

西峰神社 祭神不詳

由緒 元善徳大明神と称す。明治元年西峰神社と改称、棟札に永正十二年乙亥 藤原左エ門四郎とある。又鰐口に応仁三年三月十五日大明神とある。神体記に神体剣 境内九反一畝廿歩

この善徳大明神は西祖谷の善徳村の住民が氏神を奉じて移動して来たものと思われる。また本町穴内から穴内川をさかのぼって馬瀬角茂谷へ移動していることも窺われる。即ち

豊永郷馬瀬村字杉の岡鎮座元無格社海津見神社、祭神大海津見命境内廿九歩、

豊永郷角茂谷宮の東鎮座元村社祭神大海津見命、境内一反三畝廿四歩

大綿津見族は、約二〇〇〇年前すぐれた開田法と稲作技術をもつて、大河の河口から湖沼、溪流を求めて鎧田を拓いて上ったが、すでに吉野川筋は忌部族が開拓の手を伸ばしていたため、所謂安曇族は本町西峰から以西の新改、天坪、本山の方向に蕃衍していったことが前述の神社分布や、以下述べる民族繁延の状態からは是を指向することができるのである。

徳島県三好郡榎名から大豊町西峰、本山町にかけて平安時代、室町時代史上に次々と八木姓がでてくる。八木という地名は全国的には大和・山城・河内・和泉・摂津・丹波・常陸・出羽・但馬・武蔵・下総・下野・陸奥・備前・安芸・淡路・肥前等にあり、何れも安曇氏の蕃衍地である。

三 八木氏の出自

「姓氏録」によれば阿曇氏は綿津見神の孫穗高見命から出たものであり、また安曇連アトミは綿津見神の子宇都志日金折命の後裔とある。

同書八木の条に、八木造、「安曇族にして姓氏録「右京神別」に八木造、和多罪豊玉命の兄布留多麻命の後也」

八木宿禰 八木造の後にして「除目」「大成抄」「姓名録抄」等に見ゆ。

丹波八木宿禰「小田野本」「佐竹系図」に「八木宿禰」「丹波国人」と書かれている。

京都府下丹波の国に八木町がある。ここに住んでいた安曇族が地名を取って名乗ったのが八木宿禰であろうといわれている。

(一) 八木氏の下国

「続日本紀」に「孝謙天皇大平勝宝四年八月捉_ニ京師巫覡十七人_一配_ニ伊豆隱岐土佐遠国_一」とある。この土佐の配所が阿波通り土阿交通の古道、京柱峠越土佐西峰を経て香美郡在所村（現在の香北町）国有林中にその遺跡があることからみて、この当時すでにこの地方への交通が拓かれていたものと思われる。当然流人の監視のため誰か下国を要したものと考えられるが、この地方は安曇族の定住しているところから八木氏を差遣したのではあるまいか。

京柱峠から豊永川（南小川）を展望すると蔭・柚木・三子野・怒田・八畝・立野等の台地、峰々が一眸に集る。「西

峰」「京柱」「沖」等の地名もこの時はじめてついたものであろう。

この地が往古より土阿の通路となっていたことは、「阿陽往古秘事録」に

土州御境目御番所

海部郡穴喰浦、美馬郡祖谷山有瀬

別 土佐境天道 東より西へ巡々

穴喰峠の南（中略）（麻植郡剣山の奥）

無塩峠迄是より祖谷山（註 無塩峠＝小島峠）

阿佐谷の南（註 東祖谷山村小川を経て京柱越至西峰）

有瀬谷の南（註 吉野川通有瀬を経て至岩原）

とあり、すなわち土州の交通路は穴喰線、京柱線、有瀬線の三線が往古より開通していたことが分るのである。

奈良朝天平の頃から朝廷では盛んに開田を奨励し、開発したものはその田地を開発者の所得とした。このため当時から平安朝にかけて諸国の豪族は、部民を役使して大いに開拓を進めたので、全国的に著しく莊園が増加した。思うにこの前後下国した八木氏は、土地高燥にして水利に便なる西峰を求め、居を板屋^{いたや}の高台に占め、已に土着している先住者を督して西峰の開発に着手したことであろう。

かくて平安朝時代早くもこの地の土豪となり、一族蕃衍して数十戸に及び、近衛天皇の仁平元年には、佐伯氏と共に京都より工匠仏師を招いて、堂宇仏像を造営するに至った。このことは寺内豊楽寺薬師堂に安置されている仏像の胎内銘よりも明らかである。

八木氏の一族は分れて本山に進出し本山氏を称し、土佐長岡吾川の三郡を領し、勢威を土佐全土に風靡した本山梅溪の祖とも言われる。

(二) 八木氏に関する史料

西峰三谷家社堂棟札写 (三谷啓保氏蔵)

御宮棟札永祿己巳三月十六日 平氏吉秀
平氏吉定

阿弥陀堂棟札 三谷弥太郎平朝臣森重

西峰先祖 是之通

停能 二良左エ門 佐渡 次郎三郎 次郎太夫 弥太郎 (後に次郎太夫と云う) 迄七代 其より前ハ為覚へ老人無之候故大藏

迄を書付置く

私先祖之儀三谷停能と申者、山城国より豊永郷西峰村へ入国を以住居仕候尤夫れ迄都而人家等も無御座野山開発仕六代目三谷次郎三郎天正十六年御検地御改正相受候下略

風土記指出 宝永三年戊ノ五月六日西峰村

一、こす天王 三谷在家中ニ有但昔三谷ていのふ、山城谷より罷越節此所へ落着申故三谷と唱申哉外に申伝無御座候

西村自登曰、上記停能の停はやすむで、やすとよみ、能は、のり即ちやすのりと読むのが本義ではないか。八木氏は本姓が平氏であり、前記宮堂棟札の平氏署名と符合する。前記の「西峰風土記」に八木先祖停能が最初字三谷に落着いた時地名をとって三谷と呼んだ、とあるように八木氏は平家の出ではあるが、後世平家の落人と称えたのは俗説で誤りである。八木氏は平家の歿落前すでに西峰に入郷しているからである。

(三) 土佐日記と八木氏

八木氏の史実に最も早く載っているのは、紀貫之の「土佐日記」である。貫之は醍醐天皇の延長八年土佐国司として赴任、在任四年にして朱雀天皇の承平四年十二月（九三四）土佐を離れて帰京する。日記はその旅行記である。

その十二月二十三日の条に

やぎのやすのりという人あり、この人国にかならずしもいひつかふるものにもあらざるなり。これぞただはしきようにて馬のはなむけしたる守からにやあらむ 国人の心のつねとして いまはとて見えざるを 心あるものは はずすになむ来ける これはものによりてはむるにしもあらず

これを解説すれば

八木のやすのりという人があった。この人は国府の役所に召使われるような深い関係のある人でもなかった。然るにこの人がわざわざ餞別をもって見送りに来てくれた。

これは国守の人柄や政治のやり方などがよかったので慕わしく思う為であろうが、吾が国の人々の日頃の気持ちとしては、官をやめて去る人に対してはもう御世話にならないという顔をして、寄り付きもしないのが常である。しかしやすのりのように真実の心のある人は他人に遠慮せずこのように恥かしがらずにやって来た。これは決して物ももらったから御世辞を云うのではない、その真心が嬉しい。という意味である。

この一文は貫之が土佐を離れる際未知の八木康教なる人がわざわざ餞別をもって見送りに来てくれたことに感激した一条である。

扱八木康教は何処に住んでどんな素姓のものであるかと云うことである。文中冒頭にある「この人国にかならずし

もいいつかふるものにあらず」とあり、相当有力な地方豪族で国府で自由にこき使うべき人物ではないという意も偶している。また「はぢずになむきける」とあり、国府関係の有力者満目環視の中へ堂々と臆する色もなく招かれざる客として参列し餞別し見送ったことは、仲々の人物であつた事が窺われる。土佐日記の一本には山の康教と書いてある。即ち土佐の山奥の住人であることを現わしている。土佐における八木の発祥地は西峰であり、前記社堂の棟札、豊樂寺薬師堂釈迦如来像胎内名（仁平元年）、更には応永二十年（一四一三）八木氏を中心として書写奉納した大般若經六百軸の奥書にある。

于時応永廿年正月下旬一箱書写

志趣者平盛成併氏女現当二世所願成就殊子孫繁昌各願円満改也 この盛成が八木氏であることから明白である。

この八木氏が京より下国の際、負載して来た三鉢妙見を氏神として柳瀬（西峰野々屋）に祭つたのが星神社である。その棟札に

奉上棟直 大旦那藤原諸旦那敬曰、その裏面に平高盛、藤原（以下不明）永正七年とある。

八木氏は伊典に至り主力を率いて本山へ引移り西峰には一族八木氏を残し神職を世襲して明治に及んだ。

本山八木氏は伊典の孫茂宗に至り大いに興つて土長吾三郡を併せたが子茂辰に至り長宗我部氏の為に滅された。この茂辰が建立した吾川郡芳原村（現在春野町）若一王子の棟札に

若一王子 大檀那平茂辰御代官茂顯とあり、高岡郡蓮池（現土佐市）の西宮八幡の棟札にも西宮八幡宮 大檀那平茂辰

とあり。本山八木氏が平氏を名乗ることは西峰八木氏の分系であることの証左である。

人或は但馬八木系であると云うが、但馬八木氏は本姓日下部氏で朝倉氏を称しており、朝倉系図にも「朝倉太郎大夫—高濑—安高（八木新大夫）」とあり、但馬の八木谷では室町末期はじめて八木姓が登場するが、本山長徳寺文書

では、八木氏は鎌倉中期すで見えており但馬八木説を採ることができない。

ここに最も特異とすべきは豊永における民家の構造である。

日本の民家には夫々特徴があるが、古来京都御所風の入母屋造りがこの大豊の西峰に採用せられ諸方へ拡まっていた点が他で見られぬ屋根型である。(京都府下葛野郡地方にこの型がみられる)

この点からも八木氏の下国が確認されるのである。

土佐の国は往古より紀伊熊野信仰が盛んであり、土佐は四国中で熊野系神社が頗る多い。従つて地方の豪族を檀那とし那智には「諸国檀那帳」を伝えている。慶長四年五月九日「廊之坊分檀那目安」に

一、土佐国一円同長宗我部名字同香宗我部名字一条殿同はらい殿津野一門同くわの殿中村名字同たなあと殿ふく井名字蓮池殿
きら殿

那智の米良氏実報院は「とさの国八木一族 何国より参候共玉井より」

また熊野那智神社の米良氏諸国檀那帳文明十年十月花藏院の僧都道筋の書き立に

一、土佐玉井より持分一円

先達河原宮
八木氏共惣在年外也 拾参貫文

とある。

この先達河原宮とあるのは、西峰永瀬河原に鎮座する十二所神社を指す。また何国より参候共玉井よりの意は同族的なものを配下においていたことを意味する。拾参貫文は檀那株を買取った金額である。八木一族とは西峰、本山の両八木氏を指すものであらう。この那智文書からも八木氏が土佐の諸豪族と肩を並べる家柄であったことが推察される。……西峰地方の伝承に、後柏原天皇の永正七年(一一五〇)の頃には八木氏の一族三十戸以上に達し、時の星神社の神職八木伊典というもの大志ありて城を構え、天守閣を設け二の丸、三の丸まで築いて鳥王の城と名づけ、斯く

して兵糧を得んがため伊勢より外宮の大神、出雲より大国主大神、讃岐より白峰の大神を迎え三神を合祭して三宝宮と称し、農民を集めて武運長久、五穀豊饒を祈願せしに殊の外豊作を得、数年を出でずして充分の兵糧を得たので、一族郎党を従え、本山郷に打って出て、本山城を占領し城主となつて姓を革めたという。

「土佐物語」にその頃長岡郡本山と云う所に八木左近太夫茂宗という人あり、是は清和源氏吉良の庶流と云い伝う。茂宗祖父を八木伊典という其生国は知らず、仮名実名も詳かならず、何の頃にかありけん彼本山に來りて居住す。その子養明今茂宗まで三代本姓を革めて本山と号す。とあり「土佐偉人伝」本山梅溪の条に

その先祖但馬の国造八木氏に出づ、後生始めて当国に下り、八木氏と称す、その子孫長岡郡本山に起り本山氏を称す。とある。

大豊村西峰発祥の八木氏と、天文の頃長岡、土佐、吾川の三郡と高岡郡東南部にまで勢力を伸長し、一世に覇をとなえた近世の強豪本山氏との関係は、郷土史を研究する者にとつて、まことに興味の深いものがある。すなわち、土佐物語の八木氏について前述のように茂宗祖父を八木伊典という、その生国は知らず、仮名実名も詳かならず何の頃にかありけん彼本山に來りて居住すとあるから前記西峰の八木伊典と云えなくもない。

西峰字ハイノキヨウに星神社がある。その歴代神職を見ると

初代	八木伊典	永正年代
二代	八木丑太夫	慶長年間の頃まで
三代	八木東太夫	寛永年代前後
四代	八木千日太夫	延宝年代前後
五代	八木茂太夫	宝永年代前後
六代	八木千太夫	享保年代前後

七代	八木万太夫	宝暦年代前後
八代	八木出羽之進	寛政年代前後
九代	八木好太夫	文化年代前後
十代	八木須太夫	天保十三年より明治五年

とある。

本山梅溪の祖父は土佐物語でみると八木伊典と云う。西峰の神職も初代を八木伊典と云う。しかも永正年代の人と云う、永正は十七年あり（一五〇四—一五二〇年まで）本山梅溪が弘治、永禄の人とすれば年代からみても符合する。確証ないとは云え語り伝えた伝承として貴重な重みを感じるものである。

(四) 西峰の板屋

西峰字板屋は八木、三谷両氏の居住地で後方は鳥王城という山を負い、自然の山形は山城型に本丸、二の丸、三の丸の階段をなし、この流域を一望にあつめる要域である。板屋というのは京都あたりで貴族の住む屋号を指したもので、奈良時代上流の家屋は板葺屋根であるところから俗に板屋と呼んでいたという。この板屋、柳瀬部落の氏神は前に述べたように三跡妙見で、高さ約八寸、衣冠姿の木像三体、径三・五分位の梅菊亀鶴鏡が一面ある平安時代の作と推定されるものである。天正地検帳に、西峰名で「イタヤ一反五代一步、左衛門太郎居」とある。

(五) 長宗我部氏

仁平元年（一一五〇）豊楽寺寄進銘には佐伯氏が多いが、ついで八木の名が、それに宗我部氏がつづいている。この宗我部郷は香美郡、長岡郡に分れ、香美を香宗我部、長岡を長宗我部と称したことは周知の通りである。阿波国田上郷の「延喜二年戸籍」に

粟 物部 服部 錦部 宗我部 矢田部 家部等が記録されている。これからみて土佐の宗我部がこの方面から吉野川を遡って来たものかどうか。

「土佐群書類従」所収長宗我部別本の「長宗我部譜」には「蓋聞長宗我部氏者、其始祖從異國來 着船於日本伊勢国桑名浦一浦人以扶之 属居于茲。是浦人桑名弥次兵衛之遠祖也。長宗我部氏発桑名以赴土佐国到本山郷。而依其郷司本山氏以扶之。是間桑名氏從焉。同国ヲコノ郷民招長宗我部氏以立之為其郷士」とある。

本山氏は平安末期又は鎌倉初期には名を出していない。のみならず本山方面に長宗我部氏を考証するものはない。しかるに豊楽寺の仏像銘に曾我部氏二、秦氏一の記名がある。また後年のことであるが長宗我部亡びたあと、豊楽寺の東隣にある竹崎屋敷に住んでいた桑名氏の一族桑名豊後（桑名丹後の兄）の子太郎右衛門は滝山一揆の功により士分となったが、この竹崎屋敷というのが、秦氏の一時住んだ屋敷あとではないかと推定されるのである。更に土佐で秦氏の祖霊を祀った神社はないが、只一つ香美郡槇山別役に延喜式内社「小松神社」が創立されていることである。

このように秦氏が豊楽寺の篤信者であり、また元龜三年には元親が願主となって大修復を行うなど大豊の地と長宗我部家とは浅からぬ縁があるようである。

(六) 長徳寺文書と八木氏

本山町寺家に久安五年草創された古刹長徳寺がある。ここに鎌倉時代より室町時代にかけて三十六紙の古文書がある。所謂長徳寺文書である。

このうち八木、秦等関係の文書を抽出すると、

一、留守所下 吾橋山一色 可早免除自我社供 田下地事 合参反者 字下永田

右件供田下地者為永代証定免除之状々仍口為後々末代於之時不可有相違者也 然者前被下地者正後妨可為実茂之領分之状如件

右馬允 秦 花押

散位 八木花押

嘉禎二年十二月十一日

散位八木

目代 左衛門尉花押

二、吾椅庄内惣一職事

定補 清高 女

右於三社自我十二所若一王子惣一職与清高女重代相伝無相違門補被職也別而子々孫々不可有他人の□□御□堂においては可被忠節者也仍為末代状如件

応安七年十二月十五日

信濃八木

奉寄進 長徳寺々領事

四、至東限アトノ谷 南限大河 西限ヲリヲノミ子北限坂本ノ北界

但此内ニシウタノ名立野分除之

右於寺領者任先祖寄進狀旨重所令寄進也

子孫等更不可有違乱依為後代寄進之狀旨如件

永和二年三月九日

前信濃守八木朝臣花押

右の如く長徳寺文書に八木氏の名が見えるのは四条天皇の嘉禎二年（一二三六）から北朝後龜山天皇の応安七年（一三七四）と二年後の永和二年の三件である。

また建武元年四月、長徳寺の院主宗賢が將軍家あての訴狀に

右当寺者吾椅開発領主頼則盛政等去久安五年定置寺領四至界奉施入荒野以来云本堂云鎮守星霜年久崇敬異于他靈場也。然程寺領依為最狹少年々破壞顛倒之間先師等如形遂修造之功至于宗賢干今無相違所令相統也爰去年五月当寺悉令焼失訖而宗賢自元無力之上近年一方西界当山内北泉地頭陰山孫五郎為長崎左衛門入道円喜祇候人之間以被權威動依令濫妨寺領山畠荒野等不全寺務弱寺家荒廢之間以宗賢自力難令造營之處陰山為朝敵 与同損已訖仍為闕所國務御管領之上者可被上被非分之違乱之處河俣因幡公当山所務之間使者弥藤次去月上旬令狀札寺領西汗見作麦可遂濟年貢之旨及非分沙汰之条難堪次第也当寺者為守護御領内之上者可須與所御沙汰之由令訴詔之副及如此御沙汰之間為同上聞令上洛者早被垂御敬心被止被煩預御合力斂遂其功就中今幸奉遇善政御代殊順御覽法貴御者被直朝敵円喜家人陰山孫五郎非分違乱跡伍根本河副山内地主寄進狀四至之旨悉下預安堵御下知且遂造之切且後弥為抽御禱之忠勤粗言上如件

建武元年四月□

とある。これらの古文書を総合して考察すれば、この地方の領主であった八木氏の祖、頼則、盛政等が近衛天皇の久安五年（一一四九）以降この吾橋（本山）地方を開発し、加えて精神的拠り所として長徳寺や鎮守社を紀伊熊野より

勸請し創立した。

それより約二百十余年を経て四条天皇の嘉祿二年散位八木某がこの吾橋の庄を社寺に寄進した。それより更に百三十八年を経た御龜山天皇の文中三年（北朝の応安七年）に信濃八木なるものが清高女なる人に長徳寺三社即ち白我、十二所、若一王子の惣一職（司祭者）を世襲せしむる定補状を出した。

（西村自登註 この清高女の人物が不明瞭である。本山懷古史によれば、この清高女を唯一の史料として但馬八木氏がはじめて土佐に下国したとあるが、前にも述べたように但馬八木谷の朝倉家は高清の子安高になって始めて八木新大夫と名乗ったもので、それまで但馬には八木姓はない。従而年代的にも符合しない。おそらく高清、安高を取合せて創作したものであらう）

ところが開発の古きをもつて知られる徳島県西祖谷山村榎名八幡宮の棟札に、

大願主並神子佐伯伯光重佐伯新宮高女佐伯守重佐伯光弘大工藤原永季八木家成沙弥有宗佐伯貞重八木成貞八木貞成紀重友清原成友佐伯貞盛佐伯季盛並鍛冶紀真弘大願主等佐伯守貞于時応永廿六年己亥年十一月二日

とある。この記名中に佐伯新宮「高女」とあるのは注意すべきものがある。前記応安七年を降る四十四年まで時代を同じくし、紀伊新宮の司祭者であるから、あるいは清高女と同一人ではないかとも推量されるがどうか。

尚宗賢訴状の中に「河侯因幡公当山所務之間云々」の記載がある。この河侯氏は本町八畝部落のとび地川又に天平勝宝の時代京都より配流の巫女を護送して来た者が地名をとつて河侯氏を称したものと考えられる。高知県神社明細帳に「昔大杉之根に鐘籠有之由、大杉川侯氏の古より祭之云々」とあるが、長徳寺草創についても川又に配流された熊野の巫女の熊野・京師方面への斡旋で当時河侯氏が寺務を処理して居たのではないかと考えるのである。

(七) 御子谷讓状

八木氏関係の古文書に、蠹簡集所収御子谷讓状がある。

左近將監八木為時讓与 蜜 太郎分 御子谷 新田上下蜜

蜜 太郎北 知々木

蜜 前従一人 字郎冠者蜜 蜜 女牛一頭

配分之旨無違乱可令領狀如件

弘安六年正月三日

左近將監 八木為時花押

有時花押

この文書は物部（現在の物部村）の末延氏が八木氏より御子谷で新田及び従者並に飼牛まで揃えて一戸前を譲与された証である。

この御子谷とは、松尾峠を分水嶺として落合へ流れる南大王川とは反対側の香北町の日の御子へ流れる物部川支流日の御子川のことである。

この川沿いは往古より豊永と韭生を結ぶ古い交通路があり、いわゆる松尾越として最近まで吾々に馴染んで来た豊韭の要路である。すでに述べた通りその上流である谷相に巫女の配所があったところからこの川を御子谷と呼んでいたものであろう。

(八) 蕃衍する八木一族

西峰を土佐八木氏の発祥地として繁栄をつづけた八木の一族は室町時代にはすでに本山町、新改（南国市）、大桶、岩村、潮江等に蕃衍した。

氏の長者たる八木氏が一族を率いて氏神を祀ったその祀職としての年譜書をみると、

八木伊典——（永正以前）丑太夫（慶長）——東太夫（寛永）——千日太夫（延宝）——茂太夫（宝永）——千日太夫（享保）——万太夫（宝暦）——出羽進（寛政）——好太夫——（文化）順太夫（天保・明治）となって居り当然一族も西峰のみにても数十戸に及んだ。

（九） 八木氏と綾氏

八木氏の繁栄、西峰の文化を象徴するに綾氏がある。室町期の応永二十年奉納の大殿若経の奥書に、

大殿若波羅密多経卷第五百四拾五粟生定福寺常住結縁旦那綾重光同第五百四十三有志者為結縁慈母綾重光西峰住人

同第五百四十一結縁檀那綾是光為慈母 于時応永二十年五月上日書此了

とある。

この綾氏は景行天皇の出自であるとも、または漢靈帝の子孫が七姓十七県の氏を率いて日本に帰化（応神天皇廿年の頃）したものと云う。呉織（くれはおり）六織（あやはおり）の技工に長じていたがこれを掌るものとして綾君、漢氏があった。

前記西峰住人綾氏の奥書からみて八木氏が平安の初、一族と共に下国する際、京都より綾氏を従えて来峰した事が窺われる。従つて決して鎌倉中期や但馬八木説の室町末期の来峰でないことを確認したのである。

これを要するに大豊町民の族系は原種がアイヌ系佐伯族、ついで綿津見系安曇族及び出雲族である。この出雲族でも土佐で蕃衍したのは大和の葛城山の高賀茂大神すなわち葛城の一事主命系である。

四 大豊の黎明

今より千年の昔、平安朝の初期（桓武天皇の延暦十六年）伊予の馬立から笹ヶ峰を超え立川、本山を経て土佐の国府に通ずる駅路が開けた事もあり、大豊の地は中央文化の光に比較的早く浴していたものと思われる。これより先四国の大動脈である吉野川が四国山脈に添うて東に走っている所から、先住民が河口より漸次上流へと移動し、居住した遺跡が各地で発掘されていることはすでにのべた通りであり、その人文はきわめて古いものがある。

しかし土佐は四国山脈を分水嶺として地積こそ廣大であるが、前に太平洋の荒海を控え、うしろは山岳の背壁であるため、上古より配流の国とされていた。

従つて裏四国に比し、文化の遅れたいわゆる後進国として、延喜式にも京師より一、二五里、伊豆・隠岐・常陸・佐渡・安房等並の遠流の国と定められていたのである。たしかに文化の遅れる地理的環境にはあったが、一面配流者によつて進んだ中央文化もまた消化することが出来たのである。土佐へは天武天皇の五年以降数十人が配流されている。

(一) 巫覡の配流

孝謙天皇の天平勝宝四年八月（七五二）京師の巫覡十七人が土佐、伊豆、隠岐の三国に配流された。

「続日本紀」に

孝謙天皇天平勝宝四年八月庚寅捉_ニ京師巫覡十七人_一配_ニ伊豆、隠岐、土佐等遠国_一とある。

(二) 巫覡文化の発祥、巡教と社寺の創立

香川県小豆島の坂手村は、昔「セセ御前」という巫女みこが開村したのが始まりだと「讃岐史初編」に書いてある。この島には池田町に熊野神社、内海町に聖神社という熊野系二古社があることから熊野の巫女、いわゆる熊野比丘尼が開村して神霊を祀ったものであることが首肯される。

また阿波蜂須賀家より祖谷山の統治を任された喜多源内が宝暦九年に書いた「東西祖谷山記深山草」に

初昔祖谷山開山 恵伊羅御子 小野老婆 風雪の如く出現してまず地の三十禽を表三十六名に踏み分ち、天地陰陽を東西に分つ、巡回の日数を表東十二名と定め、月の内節二十四氣に形どり西二十四名に定め、云々とある。

又「阿波史料」に

古有^ニ巫恵伊良美古登^一来教^ニ耕耘機織之業^一学者廻天平勝宝四流^ニ京師巫十七人土佐^一謂^ニ自^一土佐来^ニ土人謂自^一伊予来^ニ其基今在^ニ閉定^一

これについて「粟の落穂（野口年長著）」は

京都の巫覡十七人を土佐等へ配せしことあれば、祖谷山村は土佐国に近き故に彼の巫覡来りて、怪しき業せしを斯く伝えたるに非ざるかと述べている。尚同書に曰く「或人の説に三代実録の貞観十四年十一月二十九日の条に、阿波国正六位上伊比良畔神従五位を授くとあるのは是れ恵伊羅祖母宮なるべし」と。

(三) 巫覡の配所

大豊町とその隣接する物部村には配流された巫女又はその祖神を祀る姥神社と称する特殊な神社が旧村社格、又は氏神の境内社として創立されている例が多い。

著者西村自登は昭和三十五年川又川を遡る谷相（旧営林局作業所付近）で巫覡の配所跡である石垣、焼畑跡、古墳十二基、祠跡、杉、檜の古株を発見した。（この辺一帯は高山のため古来杉檜の自生林はなく、この古株は流人が自から植えたものではないかと考えられる）

この墓の群落は小畦を境として上手に一直線に五基が並び下手に、乱雑に七基の墓群がある。墓の形式からみて整然たる上手の五基が巫覡の墓で、雑然たる七基はその従者の墓であろう。下手の従者であろう一基を発掘してみたが何も発見することは出来なかった。勿論火葬時代であり、すでに千年を経たことではあるけれども、骨片なり、副葬品等があるとすれば土層に変色がある筈である。これがないということについて、著者は大胆な判断を行っている。

すなわち豊永、祖谷山等に姥神社が分布していることから、巫覡達は服役期を終ったのち夫々集落に出で土着し、布教したのではないか。その為の踪跡湮滅の目的をもって空墓を築いたのではないかというのである。その証として



巫覡の墓石群

この墓群が数年に亘って出来たものでなく同時に造った如く見られること、また周囲の川又・南大王・八川・大滝・桃園、更には香美郡在所村川内（現香北町）槇山等に姥神社が創立されていること、これら神社に同時代を語る大樹の神木が現存していることなどから一般に云われるこの古墳が山窩又は木地屋の生活の名残りだという説をとらず、配所あとであると立証するのである。

(四) 巫覡の来た巡路

「阿陽往古秘事録」に

土州御境目御番所

海部郡穴喰浦 美馬郡祖谷山有瀬

別土佐境大道 東より西へ巡々穴喰浦の南（中略）麻植郡木屋平剣山之奥無塩峠迄 是より祖谷山

同阿佐名の南 同有瀬名の南

とあり。これによれば、阿土の交通路は二つあって、海部郡穴喰浦より甲浦通り野根山越えに土佐に通ずるのと、三好郡西祖谷山村有瀬から豊永郷岩原に通ずる道がそれである。更にこれの別道として穴吹、貞光より木屋平、一字を経て無塩峠（小島峠）から東祖谷山の阿佐、檜尾をすぎ京柱より西峰に出る筋がある。いわゆる阿土交通の中央道である。

巫女の流人が来国するに従来の幡多路をとらず紀伊淡路を経て、前述の北通り、すなわち吉野川沿いに三縄から有瀬をすぎ土佐岩原口で土佐の役人に引渡され、八川大西通りから松尾越の道により谷相に配所を定めたものであらう。

(五) 流刑の仕法

流刑の仕法について延喜式では次のように定められている。（八代博士国史大辞典による）

遠流 安房 常陸 佐渡 隠岐 土佐

中流 信濃 伊予

近流 越前 安芸

しかし時代により変遷し上総・下総・越後・出雲・周防・阿波・伊豆等に流したことも少なくない。凡て流人は発遣前は獄中に禁し、発遣せんとするときは太政官より先ず符を下して刑部及び国司に告げ、妻妾は必ず之に従わしめ、父祖・子孫は随わんと欲すれば其の意に任かせ、家人は従うことを聴かず、刑部及び国司は太政官符によりて随うべき家口と、発遣の日月とをつぶさに記録して配所に下し、途次に防援を差した右兵衛を部類とし、途中は程糧を給して配所に達せしめ、既に配所に至るときは即ち良賤男女大小を論ぜず人ごとに日に米一升、塩一勺を給しまた田を給し来年の春に至り種子を給し秋に至れば糧食種子共に停む。流人は凡て紬若しくは盤枷を着し一人毎に兩人防援して配所に役せられること一年にして其の間は課役を免じ官糧を給す。満役に及び若しくは赦に遇いて役を免ぜられる時は配所の籍に編入し課役は百姓と同じくし配所にて未だ六年に至らずして死去するときは家口は既に其所に附籍すると共に還らんと願う時は放ち還す。また官人流罪を犯す時は除名して配所に赴かしめ五年の後再び仕うることを聴し、僧侶は先ず還俗せしめて後に配流するの制あり。

(六) 谷相配所

川又部落は八畝の飛び地であり落合より川又川を遡ること約二里の所にある小集落である。

分水嶺松尾の峠を経て日の御子に出る旧韭生街道があり、往時豊永煙草と称揚された西峰、柚木産の煙草がこの道を通り香南に搬出され、塩・干魚・雜貨が逆に移入された。従つてこの通路は嶺南と結ぶ交通路として重要な価値をもつて最近に迄至つたのである。

がある。

川又部落地藏堂の境内にある杉の古株はその上円形の直径が四・三米もあり、その空洞に直径〇・六米の杉五株、雑木二株が自生しており見事な巨杉であったことを思わせる。

また川又氏の姥神うばがみじん神社境内の神木であった杉の古株も直径三・四五米、その年輪は約一、二〇〇年である。

このように杉の年輪から推して配流の巫女の手植であろうこと、谷相という地区が豊永の在所と香我美平野の中間地にある当時の要衝ですでに開拓されていたであろうこと、前記の古墳群、更には婦人用短刀の出土等から巫女の配流を証明するのである。



巫覡古墳より発見された懐剣を祀る祠



川又姥神社御神体石

巫覡の配所はこの松尾峠の山麓にあり、居所、又は耕作地であったと覚しき石垣などが諸所に散在している。この地は高知営林署が作業所として敷地造成を行ったがその際短刀一振が発掘された。刃渡り約六寸で婦女子のもつ懐剣であったことから西村自登はこれを巫女の所持品と鑑定している。

谷相、川又川の合流点にある小高い森に神を奉祀したと思われる遺跡があり、その附近には檜・杉の古株

(七) 宇佐八幡宮と配流者の関係

本町川戸にある宇佐八幡宮は八幡宮としては県内屈指の古社である。県神社明細帳に

「神社記曰、中畝宇佐八幡宮二船久保宇佐八幡、切部王子大元大明神、三神号を併称す。右從京都勸請之年曆不知相、高八枚之内六枚は当所へ、二枚は尾光と云所へ納候也。書付棟札等無之正徳二年柱朽候ニ付、氏子共建之。延宝五丁巳年九月上葺、元禄十五年壬午年極月、正徳二辰年八月、元禄十五壬午年九月上葺之棟札アリテ八幡宮ト記シ余ノ神号ナシ。

神祇記云。宇佐八幡宮神体丸鏡」

神社記にある「高八枚の内六枚は当所へ二枚は尾光と云所へ云云」とは岡豊村のやはた八幡宮のことである。同社は長宗我部の氏神で一には豊別宮といった。豊別とは豊永の別宮の意か、あるいは長宗我部国親の姉が豊永小笠原氏と婚を通じていた関係で豊永に八幡宮の古社あるを知り分霊したものであろうか。

神社記には京都より勸請とあるが古老の伝うる所では京都岩清水八幡宮の社家が神体を背負って落ちて来たものと云う。

天正地検帳の世襲神職で豊永の内川渡村の分に

タナカ一反十代出二人口下ヤシキ 神主六郎兵衛居

大チヤシキ一反出一反七代ニ歩

中屋敷 西村甚兵衛

とある。宮司西村家は祖先以来墓碑建立禁止の家憲がある。其の始祖が岩清水八幡宮の神職であつたが、その家女が巫女であつた為、天平遠流の災にふれて土佐に下国することになった。その節信仰する氏神八幡宮及び切部王子の御神体を負戴して、まず配所の川又（谷相）に、役満ちて京都男山の景勝に似た吉野川畔、船久保中畝に両社を鎮座申

上げたものであると云うのである。勿論世をはばかって墓碑建立は遠慮したのである。

西村自登は御神体及び昭和三十五年四月本殿後方古墳より出土した銅鏡及び錫杖が何れも奈良時代の作風を現わしていることから、この伝説を裏づけている。

この御神体は吾が国における神像製作前の両部神道を表徴し、奈良時代の製作にかかる銅板の押出し円形仏像で、巾六寸、竪七寸五分、一面は千手観音で裏は打出しのため窪みとなり、表は突起している。今一面も同型であるが火災に遭ったと見え、原型が半分収縮して判定出来ない。他の三面は直径五寸九分の円い銅板を打出して裏は窪み表は張出した凸面仏像の毛彫りをしてある。像は観音・勢至・阿弥陀であり、奈良朝末期若しくは平安初期のものである。切部王子の御神体は明治四年の神仏分離の際仏堂に送ったが、尚木像三体が本殿の屋根替えをした昭和三十五年発見された。木像としては稀な古像である。

昭和三十五年社殿改築の際、社殿後方の古墳より出土した錫杖は質金銅合金で奈良時代を表現し中軸両面に蓮花の毛彫及び図線を彫り当時の美術を表わしている。

同時に発見された銅鏡は直径三寸六分、厚二分盆形で裏模様曲水に杉葉を配した双鶴飛翔の逸品である。

これらの品々を総合考察するに何れもその年代を同じくした奈良時代の手法を遺し、しかも当時としては余程の大事社で仏縁の深い社であること、また錫杖が所謂姫錫杖で巫女の用品と思われること、古墳が総て吉野川の青石で円丘に築かれていたこと、古墳の前に子安地藏を祀る小庵があったこと等から、この社と配流者巫女の歴史を物語るものである。